

会議名	第9回（令和6年度第1回）長崎市歴史的風致維持向上協議会
日時	令和6年5月10日（金）10：00～12：00
場所	長崎市役所5階 第3階委員会室
議題	<p>第1号 令和5年度 長崎市歴史的風致維持向上計画 進捗管理・評価について</p> <p>第2号 東山手・南山手地区景観まちづくりガイドラインの策定について（報告）</p> <p>第3号 洋館活用手法等検討費について（報告）</p> <p>第4号 その他報告事項</p>
審議結果	<p>審議結果</p> <p>(1) 第1号議案：原案のとおり異議なし</p> <p>(2) 第2号議案：原案のとおり異議なし</p> <p>(3) 第3号議案：原案のとおり異議なし</p> <p><第1号議案></p> <p>主な質疑応答</p> <p>【委員】</p> <p>・進捗シートについて、14 ページでは当初計画 40 件に対して 35 件ということで下回っているが、ここを計画通り進捗しているという風に付けられている理由をお聞かせ願いたい。</p> <p>【事務局】</p> <p>・「特定空家等除却費補助事業」について、当初計画 40 件が令和5年度では 35 件で、100%ではないが「概ね」ということで整理をさせていただいております。</p> <p><第2号議案></p> <p>主な質疑応答</p> <p>【委員】</p> <p>・建築基準法第3条適用除外の範囲拡大を検討していただきたい。</p> <p>【事務局】</p> <p>・他都市で先行しているところがあれば、そのあたりを勉強しながらどうやったら長崎市へ制度的に持ってこられるかということから始めさせていただきたいと思います。</p> <p><第3号議案></p> <p>主な質疑応答</p> <p>【委員】</p> <p>・東山手甲十三番館とかマリア園とかこの適用除外が使われていると思うので、もうすでに形としてはできていると思うが、民間の方が使える</p>

ような枠組みを作っていただけないかと思う。

【事務局】

・建物の用途だけを緩和するという特別用途地区の指定について、現在、国とやり取りしております。これができると適用除外の建築審査会等の手続きを経なくても小規模店舗兼住宅を喫茶店やパン屋、宿泊施設にスムーズにできるようになります。

【委員】

・旧長崎英国領事館の活用について、資料中5のスケジュールのところで行くと導入可能性調査が令和6年度に終わり、それとサウンディング調査結果を踏まえた公募条件等を整理する、となっている。評価シートの方で、工事の完了が令和7年度6月末と確認したが、この公募条件の整理とか活用とかどういうタイミングでこの旧長崎英国領事館の新しい姿というか活用がスタートするようなスケジュールになってくるのか。

【事務局】

・旧長崎英国領事館のオープンと洋館活用とのタイミングについて、資料5のスケジュール（案）に書かれていますとおり、今回導入可能性調査を行うのは令和6年度、それに伴ってどういった手法で洋館活用を進めていくかという手法の最終的な方針決定と公募条件整理、そういったものを令和7年の冒頭の方で進めることとしております。ただ、旧長崎英国領事館につきまして6月末に工事が終わります、展示関係の整備そういったものを含めると令和7年度いっぱいかかるかもしれません。早目にオープンすることを望まれている声も聞かれますので、一度、令和7年度中に正式なオープンではなくてもお披露目のような形で一般市民に公開するところは設けたいと考えております。それと同時に、旧長崎英国領事館は完成しておりますので他の洋館の活用と一体的に進めていきたいところなんですけれども、それまでの期間に時差がありますので、その期間中は例えば市の直営で旧長崎英国領事館本館の主な部分をご覧いただけるようにするかそういったところは方針を決める中で正式に決めていくことになるかと考えております。

【委員】

・会議の中で「活用」と繰り返し出ているが、「活用」とは何か特別に使うことみたいに聞こえるが、そうではなくて建物を普通に使えばよい。洋館の活用というとカフェを入れたりするなどあったが、心配されるのがカフェを入れて、売り上げがプラスにならなければ閉じちゃうわけで、それだったら今までのように係の方がおられて誰でも見学できてちよっ

	<p>と休憩もできてという方が市民にとっては優しい形。だから「活用」というと何かお金を生み出さなきゃいけないとそんな風に聞こえるが、あくまでも普通に使うことなのでそこは共通理解でお願いしたい。</p>
--	--